

境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務  
プロポーザル実施要領

1. プロポーザルの趣旨

境港市では、平成28年3月に策定した「美保飛行場周辺まちづくり基本計画」を基に、2つのエリアのうち、市民会館周辺エリアについては、文化・芸術と交流の拠点となり、併せて防災拠点としての機能も備えた複合施設である「境港市民交流センター（仮称）」の整備が急務となっています。

「境港市民交流センター（仮称）」の設計者は、市民との検討の経緯を十分に把握するとともに、その成果である基本構想、基本計画を十分理解し、かつ、設計過程において市民や行政とともに業務を進め、課題解決を図ることのできる能力と熱意を持った設計者であることが求められます。

これらを踏まえ、基本計画を実現するための優れたアイデアと高い技術力を有し、これからの境港市にふさわしい施設を市民とともに作り上げていくパートナーとなりうる設計者を選定するために、公募型プロポーザルを実施します。

2. 境港市民交流センター（仮称）整備事業の概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 所在地      | 鳥取県境港市上道町3000番地                                    |
| (2) 延床面積     | 6,320㎡   |
| (3) 施設機能     | ホール・音楽機能、図書交流機能、防災拠点機能、<br>高齢者福祉機能、会議室機能、その他（交流機能） |
| (4) 建設費      | 44億円程度   |
| (5) 整備スケジュール | 平成28年度 基本設計<br>平成29年度 実施設計<br>平成30年度 //            |
|              | 平成31年度 建設工事着手                                      |
|              | ※完成年度は未定   |

3. 業務概要

- (1) 委託業務名 境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 ①境港市民交流センター（仮称）の新築工事にかかる基本設計業務
- ※詳細は、公共建築設計業務委託共通仕様書及び公共建築設計業務委託特記仕様書によるものとする。
- ②市が実施する市民団体の代表者等で構成する検討委員会、市民説明会、パブリックコメントに必要な資料の作成及び運営等の支援

③設備に係るイニシャルコスト、ランニングコスト及び費用対効果、性能等の検討資料の作成

(3) 履行期限 契約の日から平成29年3月21日(火)までとする。

(4) 発注者 境港市長 中村 勝治

#### 4. 参加資格

本プロポーザルは2者で構成する共同企業体のみ参加できます。

##### (1) 共同企業体の代表構成員の要件

下記に示す全てに該当することが必要です。

- ①管理技術者が建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士の資格を有しており、かつ一級建築士が5名以上常務していること。
- ②建築士法第23条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。
- ③平成27・28年度 境港市測量等業務入札参加資格者名簿に登録をしていること。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑤告示から技術提案書提出までの間、境港市から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥境港市暴力団排除条例(平成23年境港市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦法人であること。
- ⑧本事業を受託した場合の取組体制に記載された管理技術者が、工事完了まで、設計及び工事監理業務に対する統括責任者として従事できる者であること。
- ⑨下記の建築物(複合施設含む)のいずれかの建築設計において、基本設計又は実施設計を公共団体等(国及び地方公共団体、営造物法人、独立行政法人)より受託した業務実績(平成12年4月1日以降に契約履行が完了したものに限り)を有すること。(再委託の実績は含まない。共同企業体での受託についてはその代表構成員であること。)
  - (ア) 座席数500席以上の客席を有するホール
  - (イ) 延床面積5,000㎡以上の公共的施設

##### (2) 共同企業体を構成する構成員の要件

下記に示す全てに該当することが必要です。

- ①共同企業体を構成する構成員は、鳥取県西部市町村(境港市、米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町、日南町、日野町)のいずれかに本社

がある又は鳥取県内に本社があり、鳥取県西部市町村のいずれかに支社・営業所を有している者であること。

②共同企業体を構成する構成員が、前号に示す②～⑦の要件を満たしていること。

③共同企業体の構成員は、本プロポーザルに係る他の参加者又は共同企業体の構成員と重複しないこと。

④共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上とする。

### (3) 参加者の制限

協力事務所を加えることは可とするが、当該協力事務所は、他の参加者の協力事務所になることはできない。

## 5. 参加手続き等

### (1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当（以下「事務局」という。）

部署名：境港市教育委員会事務局教育総務課

住所：〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地

電話番号：0859-47-1084

FAX番号：0859-47-1109

E-mail：[kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp)

※上記担当窓口の対応可能時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (2) 関係資料の交付方法

資料は全て境港市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.city.sakaiminato.lg.jp/>

## 6. 選定方法等

### (1) 第一次審査

提出された書類の審査を実施し、第二次審査の対象とする候補者5者程度を選定する。

### (2) 第二次審査

技術提案書の審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、特定者1者、次点者1者を選定する。

## 7. 審査委員会

技術提案書の審査、評価及び最も優れた技術提案書の特定は、別途定める「境港市

民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置した「境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

委員の構成については、建築関係学識経験者、文化関係有識者及び美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員からとし、委員会は7名程度の委員で組織する。

## 8. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程	備 考
① プロポーザル開始の告示	平成28年8月10日（水）	
② 募集要領の閲覧・配布期間	平成28年8月10日（水） ～平成28年8月31日（水）	境港市HP及び事務局にて閲覧・配布
③ 参加資格及び第一次審査に関する質疑	平成28年8月10日（水） ～平成28年8月22日（月）	提出方法：電子メール又はFAXにて提出
④ 参加資格に関する質疑に対する回答日	平成28年8月10日（水） ～平成28年8月25日（木）	回答方法：境港市HPに掲載
⑤ 参加表明書及び第一次審査の提出期限	平成28年8月10日（水） ～平成28年8月31日（水）	提出方法：持参又は郵送
⑥ 第一次審査		
⑦ 第一次審査結果通知及びプレゼンテーション参加要請	平成28年9月8日（木）予定	審査結果：応募した者全員に通知するほか、境港市HPに掲載
⑧ 第二次審査に関する質問書の提出	平成28年9月8日（木） ～平成28年9月13日（火）	提出方法：電子メール又はFAXにて提出
⑨ 第二次審査に関する質問に対する回答日	平成28年9月8日（木） ～平成28年9月16日（金）	回答方法：参加者全員にFAXにて回答
⑩ 第二次審査書類の提出	平成28年9月8日（木） ～平成28年10月7日（金）	提出方法：持参又は郵送
⑪ プレゼンテーションの実施日	平成28年10月14日（金）予定	開催日時等については、第二次審査参加者に別途通知
⑫ 第二次審査		
⑬ 第二次審査結果通知	平成28年10月19日（水）予定	審査結果：プレゼンテーション等参加者に通知するとともに、境港市HPに掲載
⑭ 契約手続きへ		

## 9. 本プロポーザルに関する手続き等

### (1) 参加表明及び第一次審査

様式名称	書式名称	提出部数
様式 1	プロポーザル参加表明書	正・副各1部
様式 2	プロポーザル参加資格要件確認書	
様式 3	第一次審査書類提出書	2部
様式 4	共同企業体概要	ホチキス留め10部 クリップ留め2部 ※様式10とは別留め
様式 5	共同企業体の業務実績	
様式 5-2	共同企業体の同様又は類似業務実績詳細	
様式 6	管理技術者の経歴及び業務実績調書	
様式 6-2	管理技術者の同様又は類似業務実績詳細	
様式 7	各担当主任技術者の経歴及び業務実績調書	
様式 8	設計担当施工体制の状況	
様式 9	協力事務所の概要調書	
様式 10	業務実施方針及び技術提案	12部 ※様式3～9とは別留め

#### ①技術者の条件

##### ア 配置人数

管理技術者及び担当技術者を置くこと。なお、担当技術者は、複数配置することができる。

##### イ 技術者資格

管理技術者は代表構成員に属しており、一級建築士の資格保有者（資格を取得後5年以上の実務経験を有する者）であり、日本語に堪能でなければならない。

##### ウ 同様あるいは類似実績業務

管理技術者は、本業務と同様の業務又は類似する施設の建築設計において、基本設計又は実施設計を公共団体等（国及び地方公共団体、営造物法人、独立行政法人）より受託した業務実績（平成12年4月1日以降に契約履行が完了したものに限り）を1件以上有していなければならない。なお、本業務と同様の業務又は類似する業務の定義については、以下のとおりとする。

##### 【本業務と同様の業務】

A. 座席数500席以上の客席を有するホール

##### 【本業務と類似の業務】

B. 延床面積5,000㎡以上の不特定多数が利用する公共的な施設

#### ②各様式の記載に係る留意事項等

ア 様式5、5-2、6、6-2、7については同様の業務実績を優先させて記

- 載すること。
- イ 様式10には、提出者である企業等の名称を記載しないこと。A3用紙（ヨコ）1枚以内とし、文章による提案を原則とする。なお図面（ポンチエ・アイソメ・イラストを含む）は記載してはならない。
  - ウ 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10.5ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
  - エ 様式については、片面印刷あるいは片面コピーで作成し、様式順及び技術者順（管理技術者⇒担当技術者の順）に整理し、ホチキス留めは用紙左端中央に1箇所とする。
  - オ 様式5、6、7で記載した実績については、発注者が証明したもの又は確認申請書等又はPUBDIS（公共建築設計者情報システム）等とする。
  - カ 様式6、7で記載した技術者保有資格について、それを保証するものの写しを提出すること。（資格証明書の写し等）
  - キ 様式6の「主な受賞実績」は受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。受賞実績は、公共団体、建築学会、建築設計団体等の行う建築コンクール等とし、公募型プロポーザルは実績としない。

### ③提出方法

- ア 提出期間  
平成28年8月10日（水）午前8時30分から平成28年8月31日（水）午後5時15分までとする。持参による場合の受付は、休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ 提出先  
5に掲げる事務局
- ウ 提出方法  
持参又は郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）  
郵送、宅配便等での提出の場合、表に「境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計委託業務プロポーザル第一次審査書類在中」と明記してください。

### ④プロポーザル参加資格要件等第一次審査に関する質問書の提出及び回答方法

- ア 様式  
様式11（第一次審査書類に関する質問書）
- イ 提出先  
5に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参、FAX又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とし、FAX及び電子メールの場合は、電話にて到着確認を行うこと。）

エ 受付期間

平成28年8月10日（水）午前8時30分から平成28年8月22日（月）午後5時15分までとする。持参による場合の受付は、休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、平成28年8月25日（木）午後5時15分までに境港市HPに掲載。

(2) 第二次審査

様式自由	書式名称	提出部数
A4用紙1枚	業務実施方針書	12部
A3用紙 3枚以内	技術提案書 テーマ1への提案 テーマ2への提案 テーマ3への提案 テーマ4への提案	12部

①提出部数

- ・業務実施方針書 A4用紙1枚：12部
- ・技術提案書 A3用紙3枚以内：12部  
(ファイル綴じとし、業務名を記入しておくこと。)
- ・上記提出部数の他にPDF化したデータを記録したCD-Rを1枚提出すること。

②提出方法

ア 提出期間

平成28年9月8日（木）午前8時30分から平成28年10月7日（金）午後5時15分までとする。持参による場合の受付は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

5に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

郵送、宅配便等での提出の場合、表に「境港市民交流センター（仮称）基本設計委託業務プロポーザル第二次審査書類在中」と明記してください。

### ③第二次審査に関する質問書の提出及び回答方法

#### ア 様式

様式12（第二次審査書類に関する質問書）

#### イ 提出先

5に掲げる事務局

#### ウ 提出方法

持参、FAX又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とし、FAX及び電子メールの場合は、電話にて到着確認を行うこと。）

#### エ 受付期間

平成28年9月8日（木）午前8時30分から平成28年9月13日（火）午後5時15分までとする。持参による場合の受付は、休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、平成28年9月16日（金）午後5時15分までに全ての提案者へFAXで回答する。

### （3）書類提出にあたっての留意事項

①提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては配達記録郵便の利用等、確認を行うなどの対策を講じること。

②辞退について、参加表明書提出以降の辞退については、事務局まで電話にて連絡の上、「辞退届（任意書式）」を提出するものとする。

#### ③書類及び資料

下記書類等資料は、全て境港市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.city.sakaiminato.lg.jp/>

a 公告文

b 境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計委託業務プロポーザル実施要領

c 各様式

d 美保飛行場周辺まちづくり基本計画

e 境港市民交流センター（仮称）施設計画概要書

f 公共建築設計業務委託共通仕様書

g 公共建築設計業務委託特記仕様書

h 図面等（既存配置図、解体建物配置図、1/2500都市計画図、地盤データ）



## 10. 審査基準

各審査は、下記に基づいて行う。

### (1) 第一次審査

評価項目				評価事項	
共同企業体 の実力	業務実績			同様あるいは類似する業務の実績	
	技術者数			専門分野の技術者数	
	有資格者数			資格を考慮した技術者数	
予定技術者 及び業務実 施体制	管理技術者	技術力		同様あるいは類似する業務の実績	
		資格・経験		資格及び経験年数	
		受賞実績		過去の実績	
	主任技術者	建築	意匠	技術力	同様あるいは類似する業務の実績
				資格・経験	資格及び経験年数
			構造	技術力	同様あるいは類似する業務の実績
				資格・経験	資格及び経験年数
		電気設備	技術力		同様あるいは類似する業務の実績
			資格・経験		資格及び経験年数
			技術力		同様あるいは類似する業務の実績
			資格・経験		資格及び経験年数
	機械設備	技術力		同様あるいは類似する業務の実績	
資格・経験		資格及び経験年数			
業務の実施方針等				取組意欲	
技術提案のテーマ				本業務に対する理解度	

業務の実施方針等及び技術提案のテーマについては、下記①、②を含めてA3用紙（ヨコ）1枚以内とする。なお図面（ポンチエ・アイソメ・イラストを含む）は記載してはならない。

#### ①業務実施方針について

本業務を実施するにあたり、以下の内容について特に主張すべき具体的な方針や配慮及び取組姿勢等を簡潔に提案すること。

- ・設計体制
- ・設計業務の進め方

#### ②技術提案のテーマについて

次に掲げるテーマ（課題）について、考え方や特徴的な取組等を簡潔に提案すること。

- ②-1 基本計画に示されている複合施設、駐車場、構内道路、その他の配置を踏まえた計画敷地の利活用に対する基本的な考え方と配慮すべき課題について
- ②-2 境港市のまちづくりを踏まえた上で、本プロジェクトが担う役割・果たす役割について

- ②-3 省エネルギー、環境配慮の技術や工夫について
- ②-4 多人数の集客施設として、また防災拠点施設としての役割を果たすための構造の考え方について
- ②-5 住民意見の反映方法について

### ③審査結果の公表

第一次審査の結果については、第一次審査応募者全員に郵送にて通知するとともに、第二次審査参加者を境港市HPにて公表します。

## (2) 第二次審査

評価項目		評価事項
業務実施方針書	業務実施方針	提案内容の的確性、実現性及び独創性
技術提案書	テーマ1への提案	同上
	テーマ2への提案	同上
	テーマ3への提案	同上
	テーマ4への提案	同上

### ①業務実施方針について

本業務を実施するにあたり、具体的な取組体制（業務、担当者など）及び設計工程について、提案をしてください。さらに、本業務を実施するにあたって、複合施設の基本理念である「市民が集い、安心できる、交流と防災の拠点づくり～みんなが集まる広場のような複合施設～」の実現について、独自の提案内容がありましたら、具体的に示してください。

### ②技術提案のテーマについて

次に掲げるテーマ（課題）について、美保飛行場周辺まちづくり基本計画及び境港市民交流センター（仮称）施設計画概要書（以下「基本計画等」という。）を踏まえた上で、提案すること。

#### テーマ1

基本計画等に示した整備内容を整理し、利用者の視点に立った分かりやすく、使いやすい施設となるよう、駐車場計画などを踏まえた計画敷地の利活用、施設の配置計画・平面計画などを提案してください。

#### テーマ2

基本計画等に示した施設整備を行う上で、イニシャルコスト及び長期にわたるランニングコスト等の縮減に向けた技術的提案をしてください。

#### テーマ3

第一次審査の技術提案で示された「省エネルギー、環境配慮の技術や工夫」について、建築計画及び設備計画などの点から、技術的提案をしてください。

#### テーマ 4

第一次審査の技術提案で示された「構造の考え方」をもとに、境港市民交流センター（仮称）の構造計画、防災計画について、基本的な考え方を提案してください。

#### ③技術提案書作成上の注意事項

- ア 文章及び図で記述する。色彩等表現は自由とする。
- イ 文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ウ 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。

#### ④プレゼンテーション及びヒアリング等

第二次審査技術提案書の内容に関して、プレゼンテーション等を実施する。

- ア プレゼンテーションの時間は提案者からの提案説明20分以内とし、その後審査委員による質疑応答を含めて50分以内とする。
  - ※プレゼンテーション時は提出者名を伏せて、アルファベットで表す。
  - ※プレゼンテーション時は、肩書と氏名のみを名乗ること。
- イ プレゼンテーションの会場及び留意事項、順番等は別途連絡する。
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングは公開とする。
- エ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出された技術提案書は無効となる。また、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- オ プロジェクタ、スクリーンは貸し出すが、提出した技術提案書のみの映写とする。
- カ プレゼンテーションに参加できるのは、責任者を含め3名までとする。ただし、管理技術者は原則として出席すること。
- キ プレゼンテーションに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定者としめない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由とともに書面（書式自由、ただしA4版とする。）にて提出すること。

#### ⑤審査結果の公表

審査結果については、第二次審査参加者全員に郵送にて通知するとともに、境港市HPで公表を行う。

## 11. 業務委託契約に関する事項

### (1) 委託料について

委託料については、平成21年国交省告示第15号に基づき、境港市で定める計算にて算出した金額とする。

### (2) 随意契約による見積書の徴取

随意契約の相手方として決定した特定者から見積書を徴取し、契約手続きを行うものとする。

特定者との契約が不調となった場合は、次点者と契約手続きを行うものとする。

本業務に関する実施設計業務及び工事監理業務等については、本業務の受託者との随意契約により委託契約を締結する予定である。

### (3) 委託業務の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、公共建築設計業務委託特記仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、担当職員と協議の上、提出する。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、特定者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

エ 本業務は、技術提案書の提案内容を基に、市民等との意見交換などを行いながら、検討・決定していくものとする。

### (4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に契約者が本実施要領12に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約の解除を行うことがある。

## 12. 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

(1) 参加要件を満たさない者が提出した場合（参加資格要件審査結果により認定された場合であっても、認定後参加要件を満たさないことが明らかになった場合も含む。）

(2) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(3) 提出書類に記載する上での留意事項に示した条件に適合しない場合

(4) 審査委員又は関係者に、直接、間接を問わず、本業務に対する助言や連絡を求め、又は不正な接触などを行った場合

(5) 選定の公平さに影響を与える行為があったと認める場合

### 13. その他

#### (1) 技術提案書の取り扱い

- ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。必要な場合は控えをとること。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市はプロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ウ 特定された技術提案書のうち、業務の実施方針等テーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果について、その内容を公開する場合がある。

#### (2) 追加資料

配置予定技術者の所有資格、業務確認のため、追加資料の提出を求められることがある。

#### (3) 費用負担

技術提案書、提出書類及びプレゼンテーション等に係る全ての費用は提出者の負担とする。

(4) 本業務を受注した建設コンサルタント（再委託先の建設コンサルタントを含む。以下同じ。）及び、本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(6) 技術提案書の作成のために発注者により受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(7) 各審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(8) 提出期間内に提出書類が到達しなかった場合及び第二次審査参加者として選定されなかった場合は、それぞれの段階において技術提案書等を提出することはできない。

(9) 参加表明書及び技術提案書等の提出は1者につき1点とする。

(10) 本業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び測量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(11) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定するものとする。